

第3回河南町協働のまちづくり推進会議 議事録

日 時：平成31年2月22日(金)午前10時～12時

場 所：役場3階 301・302 会議室

出席者：委員) 若生会長、村元副会長、中川委員、佐々木委員、浅野委員
清水委員、柴田委員、森田委員

事務局) 総合政策部 上野部長、秘書企画課 梅川課長、藪本係長、大宅

1. 開会

若生会長：

河南町審議会等の傍聴に関する取扱要領により、2名の傍聴を許可しております。

前回、第2回目の会議の意見を振り返りたいと思います。1点目は逐条解説の策定について。2点目は住民投票について、この5年間の事例及び他市町村の状況について。3点目は町への要望や意見の結果を公表する仕組みについて。女性が発言しやすい環境づくりも含む。4点目は条例改正について、1つ目は第10条第2項「町は」を「町と住民は」に改めること、2つ目は総則に「議会とは」を追記すること等でございます。

以上について、この後事務局から説明がありますが、第3回目の会議となりますので、一定の方向性を取りまとめたいと考えておりますので、ご協力をお願いします。

それでは、事務局より次第1「逐条解説」の説明をお願いします。

2. 逐条解説について

事務局：

逐条解説案について、構成や作成時のポイントを簡単に解説します。目次で章立てとページ数を振っています。p.3、この解説書は、制定された条例をより良く理解していただき、協働のまちづくりの推進に努めるために策定したものです。「かなんまちづくり基本条例とは」、「条例の制定の経過」で5年前の懇話会のことを簡単に記載しています。p.4、条例の構成をわかりやすく図示しています。p.5～p.8、条例の本文を記載しています。p.9、前文をはじめに記載し、条例を制定する背景や趣旨、河南町が目指すべきまちづくりの姿を明らかにするために設けたものです。参考に町民憲章を記載しています。p.10以降、第1章総則の第1条から各条ごとに解説を設けています。全体的にわかりやすい言葉で解説させていただいたつもりです。この逐条解説は、全職員に周知して理解を深める活用方法に加え、ホームページへの掲載等で住民の皆さまに知っていただくツールとして活用を図ってまいりたいと思います。皆さまのご意見を頂戴したいと思います。

若生会長：それでは、皆さまの憚りのない意見をよろしくをお願いします。

佐々木委員：p.10、第2条第3号の解説について、コミュニティとはの後、4つ具体的な団体名が出ている。あえてこの4つを入れた理由は何かあるのか。「地縁による集まりや」だけでもよいのでは。文言として入っていたら、町はこの4つだけを特別扱いしているように見える。

事務局：入れた経緯としては、地縁による集まりのあくまでも例として4つ、「など」という形で入れた。わかりやすくするため。

佐々木委員：後ろの住民ボランティア等の組織はわかりやすくなくていいということか。例として挙げるのと絶対的なものに見えるのでいい。

中川委員：別に違和感ない。逐次解説なので、なるべくわかりやすい方がいい。自治会、青年団、子ども会、老人会は身近な組織で、「など」という形でクリアしていると思う。住民ボランティア等というところも例を入れたらいいと思うが、行数的なところの限りもあり、くどくなるので入れなくてもよい。ここに挙がっている団体が特殊なものであれば話は別だが、どこにでもある団体なので違和感はない。

柴田委員：自治会は行政と密着した大きな組織。後の3つは行政とは関係ないと言いつつも、もし直すなら「自治会その他各種団体による集まり」か、「各種団体」という一括りにするか。自治会は、かなり大きな文言でもいいと思う。後の青年団、子ども会、老人会は、他にも各種団体が多数あるので、一括りにしてもいいと思う。

佐々木委員：自治会は地縁による集まりの重要な位置づけであるのはどこも一緒だと思うが、憲法上では、自治会は強制ではなく、任意のボランティア団体という位置づけ。それを考えたときに、地縁による集まりではあるが、自主的に集まって活動する住民ボランティア組織という部分もある。なぜこの2つを分けたのか。両者が混ざり合っているもので、分類できるものではない。

若生会長：既存の団体としてこれまで活動している団体と、自治体の中での感心事によって生み出されてくる様々な団体の濃淡を2つに分けたと思うが、時代によって変わってくるもので分けなくていいのではという佐々木委員の意見。

佐々木委員：分けなくていいし、これが絶対的なものとして書く意味がないと思う。他にも重要な団体がたくさんあり濃淡つけにくいもの。

中川委員：いろいろな団体がある中で、特別にこれという差別的な強調していることを佐々木委員は言っていると思うが、私は逐次解説なので住民の方にわかりやすいものであれば、問題ないと思う。「地縁による集まり」とだけ抽象的に表現したときに、具体的には何かと説明するとき言葉では「自治会、青年団、子ども会、老人会などのこと」と言うので、逐次解説はそういうものだと思う。

浅野委員：私も基本的には中川委員の考えと同じ。本文ではなく、解説のところでもわかりやすくするために説明が書いてあると思うので、気にならない。

村元副会長：コミュニティという定義自体は条文で謳っているもので、定義をわかりやすく具体化しているので、これでいいと思う。

若生会長：今実際に活動している地縁による集まりとしては、主にこの4つの自治会、青年団、子ども会、老人会と考えてよいか。

村元副会長：そうではない。他にもサークルなど多々ある。地域ごとに活動している団体として、このような団体がある。そして、「など」と入っている。

若生会長：この4つが主に活動している団体か。

村元副会長：主にという用語弊があるが、主体となって活動していただいている。他にもたくさんある。「コミュニティとは、地縁による集まり」というと理解しにくいので、例として謳っていると思う。

佐々木委員：わかりやすいから例として挙げたらいいというのであれば、一般的にわかりやすく挙げるのは3つか5つ。4つは一般的にわかりやすすくない数。どれか1つ削るとなるとどれか削れるのか。

若生会長：団体として他に多々あるとのことだが、私が知りたいのは、純粹知識として他にどのような団体があるのか。2、3個挙げてほしい。

佐々木委員：自主防災組織、地域ごとに絵本の読み聞かせサークル、PTA。

村元副会長：福祉関係、社協の関係なんかは多々ある。具体的に挙げるとキリがない。

若生会長：その中で、自治会は代表的な組織として、青年団、子ども会、老人会は他の団体に比べると大きな役割を果たしていると考えてよいのか。

佐々木委員：なんとも言えない。子ども会、青年団がない地域もある。

中川委員：取捨選択の問題となってくれば、ある基準を設けなければならない。団体の構成人数で上位3つくらいを挙げてはどうか。逐次解説でみんながわかりやすいようにしたらよい。

若生会長：私は、柴田委員が言った「自治会その他各種団体」はきれいな収め方かとは思ったが、中川委員の言ったとおり、団体の構成人数の上位3つなどとすればよい。後ろにも、「自主的に集まって活動する住民ボランティア等の組織のように」との文言があるので、全体が細かく目通しできるような表現に変えていただけたらと思いますが、よろしいでしょうか。

全委員：(了承)

柴田委員：わかりにくいのが、第2条第2号の「町とは、～町長をいいます。」の意味をどう捉まえたらいいか。

事務局：次第4で説明する予定だったが、第2条第2号について、下水道事業が地方公営企業法の適用を受ける関係で、12月議会で改正の議決をいただき、4月1日から第2号が変更になって施行される。水道事業を外に出した改め方。

柴田委員：それはよいが、主語述語として「町とは、町長をいいます。」となる。この言葉はおかしくないのか。

清水委員：法的にはこれでよい。行政を行う町長と水道事業を行う町長は全然仕事が違う。

森田委員：文の切り方として、町の代表者としての町長として1つ、町長から独立して専門的な立場になって仕事を分担する行政委員会、行政委員として1つ、水道事業を行う町長として1つ。

事務局：資料3で新旧対照表を示させてもらっている。4月1日から下水道事業が地方公営企業法の適用を受けるということで、水道事業と同列となるため、改めさせてもらっている。

中川委員：改正前は水道事業管理者で終わっている。改正後は最後町長まで入っているが、水道事業及び下水道事業の管理者で切ってはだめなのか。行政的に合っているか分からないが。

森田委員：下水道事業は今年4月1日から公営企業に移行し、水道事業と下水道事業の2つが公営企業となる。その管理者は、一般的な管理者。それを首長が兼務するかどうかで、市町村の大きさによって首長と管理者が別に居るのが一般的。河南町の場合は、管理者を置かないで町長が兼務するというので、あえて町長をきっちりここに書いた。

中川委員：前のときは、水道事業管理者で終わっている。

森田委員：そのときはそこまでは入れなかったが、今回きっちりと明確にした。正直にいうと、今回「並

びに」の前に「及び」が抜けている。

清水委員：水道事業は最優先の事業で、首長がする体系になっている。下水道は、首長がその管理をするかどうかは決まっていない。管理者が3人いるところもある。私は、町長まで書かないと逆に混乱すると思う。コンメンタールは感性だけで動かされるとこわい。

遡って申し訳ないが、佐々木委員が意見した4つの例について、私は事務局にもっと捻ってほしいと思う。コンメンタールで例示を挙げるのは、子どもに教える教科書ではない。そのあたりをきっちりしないと後で尾を引いてくると思う。「自治会、青年団、子ども会、老人会などの地縁」、地縁という要素をもってまとめている。「や、」になっているので、次の段落に入る。自主的に集まって活動するボランティア等の組織という概括的な形で出している。違うことを認識の如何に関わらず言っている。住民と行政マンの感覚はちがう。そこを違和感ないようにするのが事務局なのではないか。法的にもっと整理できる。

中川委員：逐次解説は、職員が考えたのか。それとも専門家か。

事務局：職員で考えた。

若生会長：清水委員はいま第2条第2号と、その前の第2条第3号の2つ意見をされた。まず、第2条第2号の町とはの定義について決めたい。中川委員どうですか。

中川委員：少し先に進んでしまうが、いま水道の広域化の話があるが、広域化になった場合は町長じゃなくなるのか。

森田委員：統合になれば、企業団なので特別地方公共団体に移り、事務がなくなる。町の権限がなくなる。つまり、条文から水道が外れる。

若生会長：いまの改正については民営化に伴う文言の変更なのか。

森田委員：もともと水道事業と下水道事業は分かれていて、公益企業法の法律を適用した関係で改正した。水道は利用者の利用料金で運営している。下水道も利用者の利用料金での運営が原則だが、下水道は後発で事業化したので建設費がすごくかかり、利用者でどこまで負担するかという問題がある。小さい団体については公営企業法を適用しないで、特別会計で町が運営している。それを今回、利用者の負担で賄うという原則に則って、公営企業法を適用する会計に移行しようという国からの方針があり、人口3万人以上の市町村は平成32年度までに法適用しなさいというもの。3万人以下の市町村は選択肢があるが、今年の国からの指示で、平成35年度までにしなさいとあり、町は先駆けて平成31年4月から法を適用する。上水道と下水道は別々の事業であるが、ひとつの課で運営しているだけで、会計も別々。

中川委員：会計的な部分でこうなったということ。

若生会長：そういうことであれば、こういう形で文言を変えていく自治体があるということか。

森田委員：そうである。組織が変わったというもの。

若生会長：他の自治体がどう表現しているか。ここでの話は文章表現の問題。

森田委員：他は病院事業や公共用水などをやっているところがあり、そこは団体によって違う。

若生会長：他の自治体の文言修正に関係なく、河南町としての文言の表現をされたということですか。

柴田委員：くどいかもしれないが、第2条第2号のところ、「並びに」となると町長と会と水道が並列に

なる。並列になると最初の町長と最後の町長がだぶる。「並びに」となっているから、ややこしくなっている。「及び」だと思う。

清水委員：法律に基づく条文を作っているということをちゃんと事務局が説明してください。なぜ森田委員に説明させるのか。「並びに」の使い方は、AとBは主旨が違う場合にAとBを総括して「A並びにB」と使う。Bの中に小さな項目があれば、C、D、Eと続けていくことになっている。

佐々木委員：法律的な文言としてこれは間違いがないということか。

事務局：間違いはない。

佐々木委員：逐条解説の中で今議論になったややこしい部分が伝わるようになっていたらいい。

清水委員：第2条第2号で、ずらっと並列されていて、最後なぜ「及び」なのか。

森田委員：管理者の権限を行う町長が2つにかかっている。

中川委員：職員が苦勞してやっていただいたということですが、一度専門家に見ていただいた方がいいのでは。

森田委員：そんなに技術的に難しい問題ではない。

清水委員：法解釈が分かれる場合は、弁護士などに委託するのもありかと思う。法制執務提要を職員にしっかり読んでもらいたい。この条例にも職員のレベルをあげることが書かれているので、ちゃんとしていただきたいと思う。

若生会長：柴田委員より疑問のありました第2条第2号の文言については、法律用語としては問題のない内容であると考えてよろしいか。

清水委員：そのとおり。

若生会長：「並びに」「及び」については、これでいいということですが、いかがでしょうか。

全委員：(了承)

若生会長：先ほど清水委員より意見のありました第2条第3号のコミュニティとはの文言について、もう一度説明をお願いします。

清水委員：コンメンタールとしての解説の中で、「自治会、青年団、子ども会、老人会などの地縁による集まり」ということで例示されている。佐々木委員から指摘があり最終的には構成人数の多い団体から3つという話にまで至ったが、問題はそうではない。それ以前の話で、自治会、青年団、子ども会、老人会すべてが重要な団体だと思うが、地縁という要素でくくられている。それを「や、」ということで事務局は区切られている。続いて、「共通の公共的な感心事により自主的に集まって活動する住民ボランティア等の組織のように」という表現で表されている。この2つは違うと言えるのか。自治会は、住民ボランティア等の組織ではないということをこの文章では言っている。そうなのか。住民の感情からすると、自治会は地縁による集まりであり、さらに自主的に活動する住民ボランティアである。

若生会長：地縁による集まりと住民ボランティアの2つに分ける根拠を聞いている。事務局説明をお願いします。

事務局：2つの別の組織を分類するという意図で「や、」とした訳ではない。文章の構成で。

森田委員：1つ提案。例示をあげることは重要性が高いということと、地縁による集まりとボランティ

ア組織はあくまで並列で、地縁の集まりであったり、ボランティアであったり組織の目的が重なっている状況がある。私の意見としては、「コミュニティとは、共通の公共的な感心事により自主的に集まって活動する地縁による集まりや住民ボランティア等の組織」としたらいいと思う。

若生会長：それがいい。今までの議論をまとめていただいた表現になっている。佐々木委員、柴田委員、中川委員どうですか。

各委員：いいと思う。

森田委員：集まりと組織が重なっている気がするが、そこはちょっと多めに見ていただけたら。

清水委員：第6条の議会の役割「議会は、直接選挙で選ばれた議員で構成する意思決定機関」とあるが、これはなぜ意思決定機関とされたか教えてほしい。

佐々木委員：条例をつくったとき、議員として委員で入っていたが、議会の役割の部分を議会でまとめることとなり、まとめた。議員になりたてで、ざっくり自分なりにまとめて提出した結果なので、ここはボロがあると思う。事務局に聞いても分からないはず。

清水委員：地方自治法で議会が意思決定機関であるというのをどこで言っているのか。住民の立場からすると町長も議員も意思を代弁してくれるだろうということで選挙で選んでいる。議員だけで意思決定機関として決められるなら、町長いらない。旧ソ連型のイメージになってしまう。条例に載せた意図は。経過は別として案を作られたのは事務局。

中川委員：佐々木委員が原案を考えたということですが、伊丹市のまちづくり基本条例の中では「市民を代表する意思決定機関」とある。いけないのかどうかは分からないが、言葉としては入っている。

清水委員：まちづくり基本条例も国が示してきたひな形があるのでは。

事務局：他の自治体では、自治基本条例のところもあり、本町のようにまちづくり基本条例という名前になっているところもある。基本的な骨格として国から示されたものはない。他の自治体も大きな構成はほとんど変わらない。

清水委員：各自治体へ国からひな形が提示されていると思うのですが、そこまで勉強されているなら、地方自治法で議会は意思決定機関であると言われているなら条文を教えてください。

森田委員：議会が議決機関で、町が執行機関。

中川委員：議決機関は意思決定機関ではないということか。

森田委員：言葉の問題。他市町村も含めて、なぜ意思決定機関としたかという、議会にも責任をもってもら。執行に関しては町部局が責任をもって執行をする。決定したことに関して議会が知らないという訳ではいけない。並列した関係を保つという意味も含めて強く書いている。議会のチェック機能を上げるという意味で書いたのではないかと思う。

佐々木委員：総務省資料「地方議会について」では、議会の意思決定機能や監視機能向上策というのが出されている。

森田委員：制定当時、他市町村の条例を見ながら作っている実情があると思うが、書いた意味は強調の意味があると思う。

事務局：制定当時、議員の役割や責務を踏み込んだ形で条文化しようということだったと思う。

中川委員：先ほども言ったが、伊丹市の基本条例では、「意思決定機関」と謳われている。

森田委員：この条例で議会に対しての責任を重たくしていると捉えられる。

若生会長：当時を思い出しましたら、5自治体くらいの条例を並べて、だいたいこういうところというので決めた記憶がある。議会の意思決定機関について、特に議論をした記憶はない。

清水委員：懇話会の議事録を見たが、深い議論がなかった。この点について、どう考えているのか今後進めていく上で大事。たとえば町長と議会の意見が食い違ったときに、何を求めて何を考えて河南町のために進めばいいのか悩む。そういったときに理性的に動くには、どう考えたらいいのか、事務局も考えを持ってもらってすぐ言えるように求めたかった。町長と議会が対立して裁判になっている事例もあるが、そういうのは普通おかしい。それを整理できるのがまちづくり基本条例の思想。そこを整理してほしいと住民として思う。

佐々木委員：清水委員に聞きたいが、どういう文言にしたら現状とかのいろんな問題を解決できるのか。

清水委員：現状を解決するというよりも、私は修飾語を書くのが嫌い。議会は、第2条第2号で定義されている。第2条で「議会とは、直接選挙で選ばれた議員で構成する機関をいいます。」と言いながら、第6条で「議会とは、直接選挙で選ばれた議員で構成する意思決定機関」とさらに謳っている。あえて出す必要があるのか。修飾語をつけると問題がでてくる。議会は第11条第2項にあるように「重要な条例の制定及び改廃、重要な計画」などで住民に説明していただく重要な役割があるので、そのあたりはほんとに出していただきたい。

若生会長：事務局、地方自治法はどのようになっていますか。

清水委員：ないでしょ。そもそも日本国憲法にない。

柴田委員：別の考え方をすると、その後ろの「施策の決定や行政運営が適正に行われているか、町政の監視及びけん制を行うものとします」というのがよければ、それを総括した言葉として意思決定機関を用いる。それがきつすぎるというのであれば、森田委員が言った議決機関にすればいい。後ろの部分は言い切れる内容か。法律はよくわからないが言葉としては、強い言葉でいえば意思決定機関、穏やかな言い方をすれば議決機関と言えるのでは。

若生会長：まず地方自治法には、記載されていないかそこを確認したい。

佐々木委員：議会とはという文言はない。

(休憩)

森田委員：憲法93条「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。」とある。

清水委員：地方自治法を調べても出てこない。意思決定機関というのは捨ててください。河南町は条例で議員がいらないということもできる、町村総会という地方自治法に定められた条文がある。そういったことができるというのは、議会は意思決定機関ではない。住民の意思を決めるところでも、団体の意思を決めるところでもない。

中川委員：いくつかの自治体が使っているのは、どうなるのか。

清水委員：いわゆる修飾語。

佐々木委員：前半部分をとって、後半部分を残す。

清水委員：第2条第2号でちゃんと定義されている。これをあえて第6条でまた言うのか。

森田委員：清水委員が言っている第2条の定義は、前回の会議で議員の中川委員から議会の定義を入れ

てほしいという提案があったので、案として出ている。もともとは第2条に議会の定義はない。議会の責任の重さを表すためにかなんまちづくり基本条例では踏み込んで書いている。定義のところでは議会を入れるのがいいのか、悪いのかがある。第2条で書くのであれば、第6条で齟齬をきたすという清水委員の意見。

中川委員：議員の教科書のような議員必携というものがあり、議会の使命に、「議会は地方公共団体の政策形成過程および政策実施過程に多面的に参画し、その要所で重要な意思決定を行っている。」ということで、意思決定と書かれている。

森田委員：第6条の書き方として、「議会は、直接選挙で選ばれた議員で構成する機関」というのは間違いない。清水委員が言っているのはそこに意思決定という修飾語が付いていること。その意思決定の中身としては、その後ろに「施策の決定や行政運営が適正に行われているか、町政の監視及びけん制を行う」と書いている。意思決定は修飾語なので、入れる必要性があるのかということ。

若生会長：意思決定が議論の中心なので、議決機関だったら問題ないのでは。

佐々木委員：憲法では議事機関になっている。

森田委員：自治基本条例は法に基づいて作る条例ではない。町、議会、住民のみんなの意思に基づいて作る条例。法律で定めなさいという決められたものではない。その言葉で条例が制定できるか、範囲を広くとっていいのではないか。条例制定の限界というものはあるが、その範囲の外、上と言ってはいけないがすべてを包含する基本的な考え方を書いている条例で、その下に施策とか条例とかがある。柔軟に考えてもいいのでは。

中川委員：議員必携に「政策は執行機関側で作られ、最終的な政策決定すなわち地方公共団体の意思決定を行っている」と書いている。意思決定を行っているというのは何箇所も出てくるので、特段問題でないと思う。法律的にと言われると地方自治法では出てこないが、全国の町村議員が持っている議員必携なので、あながち間違いではないと思う。

柴田委員：それもひとつの法律なのか。

中川委員：全国町村議長会が出している教科書的なもの。

若生会長：今日はあと議論が2つ残っていて、住民投票制度について、住民の意見を吸収して反映してどう公表していくのかの話。条文に時間を割いているが大事な話なので、意思決定機関の文言をどう表現するか。

佐々木委員：意思決定機関が踏み込みすぎという意見だと思うので、憲法に基づいて「議事機関」として、議決もするし話し合いもするしというイメージがつくと思う。

柴田委員：意思決定というのが違うというのであれば、議決機関、議事機関でいいと思うが、それなら後ろの文章がこれでいいのかと思う。

若生会長：そろそろ結果を出していきたいと思いますが、ご意見ありますでしょうか。

森田委員：憲法は議事機関、議決機関という表現はない。でも条例などを議決するのは議会の権限。第2条第2号で議会とはを案のとおり入れるのであれば、第6条はわざわざ「直接選挙で選ばれた議員で構成する機関」という文言はいらぬのではないかと。

中川委員：議員必携に出てくるので、意思決定機関というのはあながち間違いではないと思う。

森田委員：間違いとは言っていない。法律のなかには、書いていないと言っている。

中川委員：日本国憲法から引用してこの議員必携は作られている。

森田委員：それは解説である。

清水委員：立場が違う。住民の立場からは書いていない。それであれば、地方自治法第94条の町村総会は、なぜ設けるようになったのか。議員として説明してください。町村という団体の存在意義が問題とされている。それをどう説明するのか。それをどう活かすのかが議員の仕事と思っている。

中川委員：その議論まで広げるつもりはない。「意思決定機関」という言葉を外すということに関して、議員必携に載っているなかで外す理由が成り立たない。

清水委員：中川委員の提案により第2条に定義を入れる案を事務局が作られたが、修飾語のないきれいな言葉で書かれているので、第6条とダブらないように調整できないかということ。

若生会長：意思決定機関をどうするかということで、議事機関もしくは議決機関に変えるという意見と、外す必要がないという意見が出たのですが。

佐々木委員：森田委員が言ったように、前半部分をとって問題がないのであればとっただけだと思う。

中川委員：それはそれでいいが、外す理由が私は理解できない。制定したときにあったのに、議論が間違っていたら外すべきだが、間違っていないのになぜ外す必要があるのか。

若生会長：清水委員が言ったのは、町村総会での意思決定がありうるということで、唯一の意思決定機関ではないという指摘。懇話会で深い議論がなされた経緯がないという意味で言った。今ここまで議論したので意味があると思う。清水委員に聞きたいが、これを議事機関もしくは議決機関に変えることは問題ないか。

清水委員：結構です。正しい使い方、本来の形でいいと思う。

若生会長：あと2つ議論があるがどうでしょうか。

中川委員：今日結論を出さないといけないのか。

若生会長：もう1回開催しようと思えば出来る。ここまで議論しているので熟考しても構わない。

中川委員：ここでは決められない。

若生会長：第6条の件については、熟考していただいて改めて議論したいと思います。

若生会長：逐条解説については、他にございませんか。ないようでしたら次にいきたいと思っています。

3. 住民投票について

若生会長：それでは、次第2の住民投票について、事務局から説明をお願いします。

事務局：

資料2を用いて説明します。前回の推進会議で住民投票の規定をこの条例に設けてはどうかというご意見があり、5年前の懇話会で活発に議論を行った結果入れないという結論があった中で、資料2に住民投票についてまとめさせていただきました。

まず、町政運営の基本は、選挙で選ばれた町長及び町議会議員による議会制間接民主主義です。住民投票制度は、町政運営上の重要な事項に対し、直接、住民が賛否を意思表示できる直接民主主義による町政へ参加できる制度です。

形式として、一般に言われる住民投票とは、地方自治法第74条に規定される「住民による条例制定又は改廃の直接請求権」に基づくものであり、住民からの「住民投票条例の制定請求」により、個別案件

毎に議会の議決を経て実施されます。ここでは個別型と定義します。また、あらかじめ住民投票の具体的な実施方法を条例に規定し、一定の住民請求の要件を満たした場合に、個別に議会の議決を経ずに実施する方法もあります。ここでは常設型と定義します。

住民投票とまちづくり基本条例の整理をしますと、自治基本条例に住民投票に関する条項を規定する方法は、大きく分けて3つあります。個別型Aとして、地方自治法第74条に準じ実施する方法、個別型Bとして、資格要件等を緩和し、具体的な実施については地方自治法第74条に準じ実施する方法、常設型として、住民投票制度の要件までを規定する方法があります。

5年前の懇話会でどういう意見が出たか、この5年間で本町の事例があったかどうか、他市町村の状況ということでしたので、説明します。

他市町村の事例としては、府内43市町村のうち自治基本条例を設けているのが17市町、その17市町のうち住民投票制度を規定しているのが11市町、規定していないのが河南町含む6市町となっています。規定している市町村の規定の仕方は、事例として寝屋川市は「市政による重要事項について、直接住民の意思を確認する必要があるときは、住民投票制度を設けることができる。」と規定している。あくまでも、個別具体的な方法まで自治基本条例に規定しているところは基本的にはない。河南町は規定していないが、自治基本条例第74条に基づいて請求があれば、個別の条例を設けて住民投票を実施することができるというのが、5年前の懇話会の議論の中心となり、結果、規定しないで個別案件が生じたときに個別の住民投票条例を策定し、住民投票をすればよいということだったと思います。

この5年間では、河南町は住民投票を実施していません。府内市町村では、和泉市本庁舎の移転について、平成27年11月に住民投票が行われ、個別要件として3分の2の賛成要件があり、3分の2を上回らなかったため、現在位置での建て替えを進めている。あと府内ではないが、昨年11月に兵庫県篠山市では名称を「丹波篠山市」に変更する住民投票が実施され、賛成が上回ったため、関係条例を整備し本年5月からの施行を目指すとされています。全国市町村を見ますと、大きく町政を二分する案件や市町村合併、原発関係などで住民投票が実施されている事例がありました。

若生会長：まちづくり基本条例を制定するときに議論しましたが、地方自治法による条例制定要求ができるということで、ここには入れなかったということです。ご意見ありますか。

中川委員：住民投票について意見を言ったのは、森田委員から一番住民が参画するのが選挙という発言があった中で、他市町村の条例を見たときに規定されていたため提案した。住民投票は2つあり、1つは、住民が町長に対して住民投票を請求することができる。もう1つは、行政側から投げかけるものがある。住民が住民投票を請求することができるという文言を入れた方がいいと思う。

森田委員：地方自治法74条で条例の制定、改廃という道が開かれている。地方自治法で書いていることをもう一度書くことになるので、特段いらぬ。住民が参画するのは選挙があると言ったが、特別に基本的な意思だけを書く必要があるかどうか。

若生会長：そういう状況にあるかどうかを含めて判断したいと思う。

清水委員：住民投票制度はパフォーマンスとするのは別として、諸刃の剣になると思う。議会制民主主義という制度を潰す危険性も持っている。トレンドとして掲げるのはどうかと思う。住民からすると、投票をして団体意思の決定を従来の制度である議会を使って判断している。そう

いった従来の制度が活性化した方がいいと思う。議会制民主主義を潰してしまわないように。

若生会長：いま清水委員が言ったのは、道はあるから実際するとなったときに、運動を起こして議論を活性化させた上で、きっちりしようという意味。

中川委員：議会の立場からすると住民投票は厄介だが、住民参画の推進ということでまちづくり基本条例をつくってもなかなか進んでいないという中で、森田委員からの住民参画の一番は選挙とあったので、それなら直接的に住民投票をまちづくり基本条例の中に入れるのは、大きな意味があると思う。事務局説明にあったように、17市町のうち11市町も住民投票制度について書いているとのことなので、まちづくり基本条例のなかでは必要な部分だと思う。

佐々木委員：住民投票について、地方自治法で規定されているので、書いても書かなくてもメリットデメリットがある。例えば河南町オリジナルで、地方自治法の規定だけでなく町内在住の外国人にも投票権がある、お金の使い方問題のときは納税している人が関わるといっているのであれば、書く意義はすごくあると思う。そのまま書くのであれば、メリットデメリットは一長一短かと思う。書くか、書かないかはどちらでもいい。書いたときに住民が自分たちにこんな権利があると身近に感じられる意味ではいいと思うが、諸刃の剣になる。もし書くのであれば、河南町オリジナルの部分があればいい。

村元副会長：住民参画をしやすいようにという意見だと思うが、住民としては議員を選挙で選んで託している。その上で住民投票をするかしないかの案件が出たときに、第74条に沿って議会で決めていただける。住民から声が出れば、要件を緩和等してやっていただける。わざわざまちづくり基本条例に載せなくていいと思う。議会がやりにくい状況にならんこともないと思う。

中川委員：議員の立場からすると、我々に任してほしいという立場なので、本当は嫌だが、開かれた議会ということと、住民参画ということで、調べるといろんなところでまちづくり条例に住民投票が規定されているので、あえて公平な立場で提案させていただいた。

村元副会長：案件が出たときに第74条に沿ってできることなので、載せなくてよい。

若生会長：それなら、制度を決めるわけではなく、まちづくり基本条例にざっくり住民投票ができますよという文言を入れるやり方もある。

若生会長：もうひとつ大事な話が、住民参加の声を上げたときにどう行政に反映されているか分かりにくいというもの。そのことは、まちづくり基本条例の本質。直接声をあげてこうしてほしいと言う、それが選挙になるかどうかの前の段階で大事なこと。このことについて、もう少しじっくり議論を改めてしていきたいと思います。

◆次回会議日程

3月の議会が終わってからの3月中に開催。

会議後、欠席委員2名と調整し、平成31年3月25日(月)の午前中に開催予定。